

武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項等について

令和2年4月7日に開催した第12回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

1 臨時休業中の教育活動の中止について

4月7日（火）に行われる政府対策本部により、緊急事態宣言が発令される予定であることを踏まえ、学校の再開を万全の体制で迎えることを第一に考え、4月8日（水）からの小・中学校での臨時登校の実施については、8日（水）の小学1年生の臨時登校のみ保護者の送迎により実施し、以降については、小・中学校全ての学年の臨時登校を中止とする。また、児童の居場所の確保についても中止とする。

なお、今後新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に大きな変化が見られた場合は、対応についてあらためて協議する。

2 新型コロナウイルス感染症に関連して影響が生じる契約について

新型コロナウイルス感染症に関連して影響が生じる市の契約については、今後対応を検討していく。

3 新型インフルエンザ等対策本部の設置

政府により、緊急事態宣言が発令された場合は、直ちに武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。市対策本部においては、都対策本部と相互に緊密な連携を図

りつつ、新型インフルエンザ等対策特別措置法で定められた事項やその他必要な事項を武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき対策を推進する。